

## (7) 2004年の労使交渉結果

主要な労働協約妥結結果は表2-27のとおりである。

労働協約については、2004年末で6万1,722件の労働協約が登記(登録)された(2003年の数値は5万9,636件)。このうち3万3,964件は集団協約(事業主団体、労働組合団体間で締結されたもの)で、2万7,808件が企業協約(労働組合と個々の事業主で締結されたもの)であった。

〈表2-27〉 2004年の主要な労使交渉妥結結果内容

締結期日	領 域	内 容
2004.2.12	金属産業 バーデン・ヴュルテンベルク州(パイロット産業)	2004年3月分から、1.5%のペアと0.7%の一時金支払 2005年3月から2006年2月まで段階的に2.0%ペア、プラス0.7%の一時金支払
2004.3.12	木材・プラスチック加工業 バーデン・ヴュルテンベルク州	2004年3月から2005年3月まで1.5%のペア
2004.3.15	独テレコム(株)	雇用維持のため、週労働時間を38.5から34時間にまで時短。(賃金算定は35.5時間) 2005年1月から2006年3月まで2.7%のペア
2004.3.23	自動車工業 チューリングン州	2004年4月から1.4%のペア。 2004年12月から2005年5月まで段階的に1.5%ペア
2004.5.14	化学産業 西部(ドイツ)	2004年6月(地域によって、7月又は8月)から12か月、1.5%のペア。 既存の賃金額を基礎とした7.2%の一時金支払。
2004.6.2	独郵便(株)	2004年5月から10月まで全部で130ユーロの一時金支払。 2004年11月から2.7%のペア。 2005年11月から2006年4月まで段階的に2.3%ペア。
2004.6.2	化学産業 東部(ドイツ)	化学産業西部と同じ。その他に、東西の格差是正を行う。 2004年10月から1.7%のペア。 続いて2005年10月から2.5%ペア。
2004.7.8	銀行業	2004年9月から2.0%のペア。続いて2005年9月から2006年5月まで1.6%ペア。
2004.10.12	織維・被服産業 西部(ドイツ)	2005年に、各108ユーロの一時金4回支払。 2006年1月から2006年4月まで1.8%ペア。
2004.11.3	フォルクスヴァーゲン(株)	俸級表を28か月凍結。 2005年3月に1,000ユーロの一時金支払。合意有効期間2007年1月まで。

資料出所 Hans Böckler Stiftung WSI "Trarifrunde 2004" より

〈表2-28〉(参考) ドイツの主要な労働組合の労働組合員数

ナショナルセンター 組織名	1993年	1998年	2003年	(千人) 1993年と 2003年との差
DGB(独労働組合連盟)	10,290	8,311	7,363	-28.4%
DBB(独官吏連盟: Deutscher Beamtenbund)	1,079	1,184	1,224	+13.4%
CGB(独キリスト教労働組合連盟: Christliche Gewerkschaftsbund Deutschlands)	311	303	307	-1.3%
計	11,680	9,798	8,894	-23.9%

資料出所 EironLine HP "Gewerkschaftsmitgliederzahlen im Zeitraum 1993 bis 2003"

(注1) BA : Bundesagentur für Arbeit。連邦労働施設、連邦労働庁などとも訳される。

失業保険、職業紹介などを行う、独立の、公法上の法人(Körperschaft des öffentlichen Rechts)である。職員には「官吏」(Beamte)とそれ以外の者(Angestellte[事務職員], Arbeiter[労働者])とが存在する。意思決定機関は、政労使の代表(各7人)から構成される、執行委員会(Verwaltungsrat)である。本部はニュールンベルクにあり、州段階では10の地域総局(Regionaldirektion。旧称州労働局[Landesarbeitsamt])、地方段階では180の公共職業安定所(Agentur für Arbeit。旧称Arbeitsamt[労働所])と約660の支所(Geschäftsstelle)を擁している。

BAの前身は、第1次大戦後、独における膨大な失業者の発生に対処するために1927[昭2]年に設置された全国職業紹介・失業保険施設(Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung)で、第2次大戦後、1969年に制定された労働促進法(AFG : Arbeitsförderungsgesetz)によって規定された連邦労働施設(Bundesanstalt für Arbeit)になり、長く続いた(2003年12月31日まで)。

90年代後半になると、1998年に労働促進法が社会法典第III編(SGB III)に統合されるなど、いくつかの労働市場改革に伴う法改正が行われた。

改革はその後さらに進展し、ハルツ委員会による労働市場の近代化を目指す4つの法(ハルツ I ~ IV法)が制定され、2002年以降、社会法典統合などの一連の労働(行政)改革の動きがほぼ完成した。それを受け BA は、2004年1月1日から連邦労働(雇用)庁(Bundesagentur für Arbeit)に改名されている(ハルツ法の詳細などについては、「2003年～2004年海外情勢報告」第2章を参照)。

(注2) 職業教育訓練保障法案は、労働市場に参入しようとする若年者の教育訓練の場が不足していることに対処するためを作られた。適用対象となるのは、社会保障費を負担すべき従業員を10人より多く雇用している事業所である(労使で職業訓練協定を締結している事業所を除く)。毎年9月30日時点でドイツ全体で利用可能な職業養成訓練の場の数が、まだ訓練を受けていない労働者の数を15%上回らなければ、訓練の場の数が不十分とみなされ、職業訓練者を従業員の数の7%未満しか受け入れていない事業所は課徴金を払わなければならない。この課徴金は基金としてプールされ、定められた数の職業養成訓練生を雇用する事業所に再分配される。2003年にこの法律が実行されていた場合、課徴金の総計は2,570億ユーロになったと推計される。

## [各国にみる労働施策の概要と最近の動向(ドイツ)]

(注3) IG BAU(Industriegewerkschaft Bauen, Agrar, Umwelt : 建設・農業・環境産業労働組合)

DGB(ドイツ労働組合連盟)の構成組合の1つであり、DGBによる数値では、2004年12月31日時点でのIG BAUの労働組合員数は424,808人で、DGB全体の6.1%となっている。

(注4) ドイツの公務員制度は、連邦政府、州政府、市町村それぞれに関して、「官吏」(Beamte : 国又はその他の公法上の法人に所属し、その法律関係が、公法上の特別の勤務・忠誠関係 [öffentliche-rechtlichen, gesetzlich besonders geregelten Dienst-und Treueverhältnis] に当たる者。連邦官吏法、各州の官吏法で規定労働協約の適用外で、その労働条件は行政府が一方的に決定することになっている。)、「事務職員」(Angestellte : 法律関係が私法上の雇用契約関係で、労働協約締結関係である[privatrechtlicher Dienstverträge und des Tarifvertrages]事務的労働者。)、「労務(働)者」(Arbeiter : 法律関係が私法上の雇用契約関係となる生産的労働者)の3つに別れて取り扱われている。(事務職員と労務者は労働者(被用者)に当たる。)

(注5) 戦後長らく独の失業保険(BA が管掌)の給付には、大きく分けて、①失業給付(Arbeitslosengeld)、②失業扶助(Arbeitslosenhilfe ; ①の受給要件を満たさなかった者などに対して支給)の2本立ての給付制度があったが、このうち②は社会扶助(Sozialhilfe ; 州法の既定に基づく、日本の生活保護に類似した給付制度。所掌するのは、市又は郡にある社会事務所[Sozialamt])との境界線があいまいなこと、また長期滞留の弊害が長らく指摘されてきていた。今回の改革により、失業扶助を廃止し、新たに受給要件をより厳しくする失業給付IIの制度に切り替えることとなった(この詳細については、「2003年～2004年海外情勢報告」定例報告第2章を参照。)。

(注6) 社会扶助 : Sozialhilfe 日本の生活保護に相当する給付。

(注7) 金属産業労働組合(Industriegewerkschaft Metal)

DGB<sup>(注8)</sup>の最大級構成母体。

2004年末時点の公称労働組合員数は242万5,000人であり、2003年のそれを約10万人下回った。

(注8) ドイツ労働組合連盟(Deutscher Gewerkschaftsbund) 独最大の労働組合「ナショナルセンター」。長らく SPD<sup>(注9)</sup>

の主要支持基盤であり、国政に大きな影響力を有し続けている。国際自由労連(ICFTU)の主要メンバーでもある。

(注9) 社会民主党(SPD)

第一次大戦後からの長い伝統を持つ政党で、当時の政権与党で、現在も連立与党である。

(注10) Bundeskabinett(Bundesregierung とも)

首相(Bundeskanzler ; 現メルケル氏)と連邦各大臣(Bundesministern)とで構成される連邦の最高行政機関である。

(注11) 労働者派遣法(Arbeitnehmer-Entsendegesetz ; 正式名称"Gesetz über zwingende Arbeitsbedingungen bei grenzüberschreitenden Dienstleistungen"(国境を越えた業務における、強制的労働条件(適用)の為の法律) : 1996年2月26日法(BGBI. I 227))。

同法により、建設業(Baugewerbe)において、労働協約によって決定された最低賃金は、外国人労働者(ausländische Arbeitnehmer)にも適用される。

派遣元事業主・派遣先事業主・労働者の三角法律関係を画する日本の「労働者派遣法」(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」昭和60[1985]年法律第88号)とは、名称は「労働者派遣」で同じでも、内容が大きく異なる。

日本の労働者派遣法と類似の法律関係を規定する法律はドイツには別にあり、それは、「労働者「貸与」法」("Arbeitnehmerüberlassungsgesetz (AÜG)")。正式呼称は"Gesetz zur Regelung der gewerbsmäßigen Arbeitnehmerüberlassung"(職業的労働者貸与を規定する法律)1972年8月7日法(BGBI. I S. 1983))と呼ばれ、こちらを「労働者派遣法」と呼ぶことが多い。

(注12) 労働協約の一般的拘束力宣言とは、一定の要件の下、労働協約の適用範囲を協約当事者のみならず、州あるいは全国規模でその産業(職業)に従事する者に広げる宣言を指す。

(注13) (労働)協約高権(Tarifhoheit)

ドイツでは、労働条件の主要部分を決定する労働協約の締結に当たっては、国家・政府の介入が排除され、事業主と労働者が自ら労働協約を締結する権利を有しているとされるが、このことを協約自治(Tarifautonomie ; 労使自治)、または協約高権という。